



## 旭川東警察署交通だより

令和6年6月10日  
旭川東警察署  
交通第一課企画係

～ ながら運転の禁止 ～

### スマホ等のながら運転の禁止



道路交通法では、<sup>※1</sup>自動車又は原動機付自転車を運転する場合において、当該自動車等が停止しているときを除き、

<sup>※2</sup>**携帯電話用装置等の通話のための使用の禁止  
画像表示用装置に表示された画像の注視の禁止**  
が定められています。

ながら運転はとても危険です！

運転中は、運転に集中しましょう。

※1～今後、自転車についても適用予定です。

※2～その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行うことができないものに限ります。(いわゆるハンズフリーは除く。)

携帯電話等使用による事故は近年増加傾向にあります。

(携帯電話等使用時の死亡事故率は、携帯電話等使用事故以外の約6.2倍にもものぼります(令和5年))

### 罰則等



罰則～6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点～3点(携帯電話使用等(保持))

反則金～大型25,000円、普通18,000円、二輪15,000円、原付12,000円

■ 規定に違反して交通の危険を生じさせた場合

罰則～1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点～6点(携帯電話使用等)